# 実施します！ 森林整備補助事業

**町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造成と林業の振興を図るため「森林整備補助事業」を実施します。**

**適切な森林管理は、地球温暖化防止や水源涵養（かんよう）などにも大きな効果が期待されます。ぜひご活用ください。**

**対象**

次の要件をすべて満たす方です。

①寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方

②補助金を申請する時点で町税を滞納していない方（町税の滞納のない旨の証明書が必要です）

**補助対象事業**

補助の対象となる事業は、森林の下刈り、枝打ちおよび除間伐です。規模は5アール（5畝）以上で林齢や間伐率等の基準については次のとおりです。

| 事業名 | 経費 | 基準額（10アール当たり） | 補助率 | 事業規模 | 対象林齢 | 間伐率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 下刈り | 雑草木の除去を行う事業に要する経費 | 12,300円 | 毎年度町が定める基準額の10分の9以内 | 5アール（畝）以上 | 5年生以下 | |
| 枝打ち | 林木の枝葉の除去に要する経費 | 19,200円 | | | 11年生以上30年生以下 | |
| 除間伐 | 不用木の除去・不良木の淘汰（とうた）、搬出に要する経費 | 16,800円 | | | | 本数間伐率は約20%以上 |

補助の対象となる経費は、第三者に森林の下刈りや枝打ちおよび除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の人件費となります。

ただし、実際の経費と町で定める基準額とを比べ、低い方を補助対象経費とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内となります。

**手続き**

農林課に備え付けの補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

なお、補助金交付申請等については、埼玉県中央部森林組合（☎0493・72・1125）に委託することができます。

**問い合わせ**／農林課（☎581・2121内線402）へ。





# 一部受給者の重度心身障害者医療費の窓口払い廃止について

町では、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障害者医療費助成を行ってきました。

重度心身障害者の経済的負担の軽減を図るために、10月診療分から、寄居町国民健康保険および埼玉県後期高齢者医療加入者の方が、次の町内の協定医療機関で診療・調剤を受けたときに、これまで自己負担していた窓口での支払いがなくなります。前記以外の社会保険加入者の診療・調剤については、社会保険ごとに独自の医療給付制度がありますので、今回の制度導入はありません。

なお、保険外診療の診療・調剤は、これまでどおり自己負担となりますので、窓口でお支払いください。詳しくは本誌9月号をご覧ください。

**重度心身障害者医療費窓口払い廃止の協定医療機関（平成24年9月20日現在）**

**市街地**／市川医院、佐伯医院、清水眼科医院、清水医院、高間クリニック、松本医院、山田医院、寄居本町クリニック、岩田歯科医院、大島歯科医院、柏原歯科医院、小西歯科医院、清水歯科クリニック、リーフ歯科クリニック、さとみ薬局、タカハシ薬局、升屋栄貫堂薬局、松本薬局、みき薬局寄居店、みなみ薬局寄居店、薬局あじさい寄居店、薬局すばる

**西部**／埼玉療育園、吉田歯科医院

**桜沢**／五十嵐整形外科医院、山田整形外科内科医院、おおさわ歯科クリニック、鳥塚歯科医院、のぞみデンタルクリニック、あおば調剤薬局、桜沢薬局

**折原**／大野歯科医院

**鉢形**／はらしま医院、のぞみ鉢形薬局

**男衾**／おぶすま診療所、おぶすま第2診療所、田中医院、おきつ歯科医院、こすげ歯科医院、スター薬局寄居店、イチワタおぶすま薬局、薬局あかはま

**用土**／小久保医院、埼玉よりい病院、林りくろう診療所、用土医院、井口歯科医院、ファミリーデンタルクリニック、にこにこ薬局、寄居薬剤師会薬局

**問い合わせ**／健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。

## 10月17日～23日は「薬と健康の週間」です！

「薬と健康の週間」は、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを多くの方に知ってもらうために実施されています。

今、使用している医薬品の効能効果、副作用について正しく理解していますか？　かかりつけ薬局はありますか？

医薬品は、誤った使い方をすると思わぬ作用が出ることがあります。薬を安心して使うために、相談しやすく、薬の情報や健康上のアドバイスなどいろいろなことを教えてくれる、そんなかかりつけ薬局を見つけましょう。

また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）についても、正しい知識を持ちましょう。

**【薬を飲むときの注意点】**

**①服用時間、用法、用量を正しく守りましょう**

**②飲んでいる薬について正しく理解しましょう**

**③わからないことは、医師、薬剤師などの専門家に相談しましょう**

**④光や熱、湿気などによって、品質が低下することがあるので、注意して保管しましょう**

**問い合わせ**／熊谷保健所（☎523・2811）へ。

## 10月22日～28日は「精神保健福祉普及運動週間」です！

最近は、うつに関する新聞広告やテレビコマーシャルなどを目にする機会が多くなり、こころの病気に対する関心が高まってきました。しかし、からだの病気に比べると相談や受診に抵抗がある方が多いようです。こころの病気はご本人や家族が抱え込まないことが大切です（うつ病に関しては、本誌29頁をご覧ください）。

保健福祉総合センターでは「こころの健康相談」を実施していますので、まずはお気軽にご相談ください。毎月1回、予約制となります。詳細は本誌29頁をご覧ください。

また、こころの病気には、統合失調症、そううつ病、アルコール依存、薬物依存、認知症など、医療機関への定期的な通院および服薬が必要なものがあり、時には長期にわたる治療を要します。そのため、経済的負担を軽減する「自立支援医療（精神通院）」や、日常生活や社会生活の制約がある方が受けられる制度として「精神障害者保健福祉手帳制度」があります。いずれも認定を受ける必要がありますので、申請等の手続きにつきましては担当へお問い合わせください。

**問い合わせ**／こころの健康相談については保健福祉総合センター（☎581・8500）、自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳については健康福祉課（☎581・2121内線121）へ。